特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

J	\bigcirc	\bigcirc
独立行政法人水資源幾構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)(炒)(第三条	河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)(抄)(第二条関係)	特定多目的ダム法施行令(昭和三十二年政令第百八十八号)(抄)(第一条関係)
)(炒)(第三条関係)3	· 和四十年政令第十四号)(抄)(第二条関係) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(第一条関係)1

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

	声機等により警告しなければならない。
	を除く。)により公衆の閲覧に供するほか、サイレン、警鐘、拡
	動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するもの
	よつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自
	うとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆に
警告しなければならない。	の他の国土交通省令で定める事項について、立札による掲示を行
、立札による掲示を行うほか、サイレン、警鐘、拡声機等により	るところにより、流水の放流に係る多目的ダムの名称及び位置そ
周知させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより	同項の規定により一般に周知させるときは、国土交通省令で定め
又は放流により上昇する下流の水位の見込を示して行い、一般に	は放流により上昇する下流の水位の見込みを示してこれを行い、
長に通知しようとするときは、流水を放流する日時のほか放流量	警察署長に通知するときは、流水を放流する日時のほか放流量又
条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署	条第一項の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係
、多目的ダムによつて貯留された流水の放流に関し、法第三十二	、多目的ダムによつて貯留された流水の放流に関し、法第三十二
第十八条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は	第十八条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は
(放流に関する通知等)	(放流に関する通知等)
現 行	改 正 案

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\sim

	、サイレン、警鐘、拡声機等により警告しなければならない
	有線放送に該当するものを除く。) により公衆の閲覧に供するほ
	公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は
	う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として
	て、立札による掲示を行うとともに、電気通信回線に接続して行
鐘、拡声機等により警告しなければならない。	うダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項につい
めるところにより、立札による掲示を行なうほか、サイレン、警	せるときは、国土交通省令で定めるところにより、その操作を行
て行ない、一般に周知させようとするときは、国土交通省令で定	位の見込みを示してこれを行い、同条の規定により一般に周知さ
水の量又はその操作によつて上昇する下流の水位の見込みを示し	つて放流される流水の量又はその操作によつて上昇する下流の水
は、ダムを操作する日時のほか、その操作によつて放流される流	長に通知するときは、ダムを操作する日時のほか、その操作によ
係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとき	条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署
第三十一条 ダムを設置する者は、法第四十八条の規定により、関	第三十一条 ダムを設置する者は、ダムの操作に関し、法第四十八
(危害防止のための措置)	(危害防止のための措置)
現	改正案

他の方法により警告しなければならない。 (はより公衆の閲覧に供するほか、サイレン、警鐘、拡声機その信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。) 接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送	に、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直土交通省令で定める事項について、立札による掲示を行うととも施設等の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その操作を行う水資源開発により一般に周知させるときは、農林水産省令・経済産業省令・	て上昇する下流の水位の見込みを示してこれを行い、同条の規定ほか、その操作によって放流される流水の量又はその操作によっ警察署長に通知するときは、水資源開発施設等を操作する日時の第十九条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係の条において「水資源開発施設等」という。)の操作に関し、法	第十七条 機構は、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設(以下こ(危害防止のための通知等) 改 正 案
	ればならない。	るときは、主務大臣の定めるところにより、立札による掲示を行見込みを示して行い、同条の規定により一般に周知させようとす及は愛知豊川用水施設を操作する日時のほか、その操作によって上昇する下流の水位の係市町村長及び関係警察署長に通知するときは、水資源開発施設	第十七条(機構は、法第十九条の規定により関係都道府県知事、関(危害防止のための通知等)